

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	本郷地区 (三才山、稲倉、洞、原、水汲、浅間温泉第1～8、南浅間、大村北、大村中、大村南、総社1～3丁目、横田第1～7)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	170 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	109 ha
② 田の面積	93 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	75 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	40 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	136 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	39 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

管内の農地利用については、後継者・担い手が不足している状況。加えて作業条件の悪い圃場が多く、委託も困難であり受け手の確保が必要となる。

更に原・水汲・浅間温泉・南浅間・大村北・大村中・大村南・総社・横田集落は市街化調整区域が混在化しており、地域計画(前、人・農地プラン)対象区と対象外区との色分けが進む。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

主要作物① 水稻を中心とした土地利用型農業を推進し、作業の効率化に資するスマート農業を積極的に導入しつつ集約による団地化を進める。

主要作物② 米・麦等の土地利用型作物以外に、三才山地区を中心に収益性の高い野菜類(カリフラワー・ブロッコリー・ジュース用トマト)などの園芸作物の生産に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
水田利用は、地区再生協議会の方針による自主転作を継続し、担い手への受入れを促進する事により遊休農地防止に努める。 野菜地帯でもある三才山集落については、認定農業者等が担うほか、規模拡大を希望する新規就農者への農地集積を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	6.8	%	将来の目標とする集積率
			6.8 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する団地数を減らし、一方で団地面積の拡大を図り効率化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心に、農地バンクを通じて集積・集約化を進める。その際、農地貸付の意向について要望なき場合は、集落を単位とした担い手耕作者での検討を進める。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
三才山・稲倉・洞地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
農地、用排水施設及び農道・ため池等の整備による安定的な生産及び自然災害等の被害防止のための事業に取り組む。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。	
②有機農業を推進する。	
⑩使用可能な空き家を積極的かつ有効に活用する。空き家と農地を連動させ、移住者を呼び込み農業と地域振興を図る。	
⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。	